

公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程

規定第920号

一部改正 2015年 4月 1日 2016年 4月 1日
2022年 6月29日 2023年 6月21日
2024年 4月 1日

(目的)

- 第1条 法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第17条に基づき、公的研究補助金等の不正使用等に関する学内外からの通報（以下「通報」という。）の運用について定める。
- 2 この規程に定義のない用語の解釈は、ガイドラインの定義に従うものとする。

(通報の受付窓口)

- 第2条 通報受付窓口は、監査室及び総長の指定する弁護士（以下「弁護士」という。）とする。
- 2 通報受付窓口の責任者は監査室長とする。ただし、理事の不正使用等に関する通報については、監事のうち1名を責任者とする。この場合、責任者となる監事は、監事の互選によってこれを定める。
- 3 通報を受けた弁護士は、監査室に対し通報内容を連絡する。
- 4 通報を受け付けたときは、監査室は、通報者に対し、文書によりすみやかに通報を受け付けた旨を通知する。なお、弁護士を受付窓口とした通報については、弁護士を通じて当該通報者に文書によりすみやかに通報を受け付けた旨を通知するものとする。ただし、通報が匿名により行われた場合には、通報者への当該通知その他本規程に定める通知ができない場合がある。

(通報・相談の受付体制)

- 第3条 不正使用等の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報受付窓口に対して通報を行うことができる。
- 2 通報は、原則として顕名による。
- 3 不正使用等の疑いがあると思料する者は、通報受付窓口に対して、通報対応体制の仕組みや通報者に対する不利益取扱いに関する相談・質問をすることができる。
- 4 新聞等の報道機関、会計検査院、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の内容等が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

(通報努力)

- 第4条 本学の役員及び教職員（名称の如何を問わず本学と雇用関係を有する者を含む）、本学の施設で勤務する派遣労働者及び業務委託先の労働者、並びに本学に在籍する大学院生、学生、生徒（以下まとめて「教職員等」という。）は、不正使用等が発生し又は発生する恐れがあると判断した場合には、自己の関与にかかわらず、通報受付窓口に通報することにより当該不正使用等の是正・防止に努めるものとする。

(通報の誠実性)

- 第5条 通報者は、虚偽の通報や個人的利益を図る目的、私怨又は誹謗中傷を目的とする通報、その他誠実性を欠く通報（以下「不当通報」という。）を行ってはならない。

(従事者の定め)

- 第6条 統括管理責任者は、この規程に定める通報のうち、公益通報者保護法に定める内部公益通報に該当する事案の受付、調査、是正措置の全部又は一部の業務（以下「通報対応業務」という。）に従事する者で、かつ、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者を、同法第11条第1項が規定する公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定める。
- 2 前項に基づいて従事者を定めた場合、統括管理責任者は、当該従事者に対し、書面などによりその

旨を通知するとともに、守秘義務に関する責任その他必要な事項を通知する。

(利益相反の排除)

第7条 統括管理責任者は、通報された事案に関係する者等、公正な通報対応業務の実施を阻害する恐れのある者を通報対応業務に関与させてはならない。

(不正使用等に係る調査)

第8条 この規程に定める不正使用等に関する調査は、予備調査、本調査並びに再調査とする。

(調査の責任者)

第9条 前条に基づく調査の責任者は、統括管理責任者とする。

(予備調査の事前体制)

第10条 監査室は、通報を受け付けたとき又は弁護士から通報を受けた旨の連絡があったときは、直ちに予備調査の事前措置として、通報者への照会(通報内容の確認)、証拠収集等の事実関係調査を開始する。この場合において、監査室は、調査に際し関連部局の協力を求めることができる。

2 監査室は、事実関係調査の結果をガイドラインに定める最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に報告する。

(予備調査)

第11条 予備調査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 通報又は告発を受け付けたとき

(2) 通報又は告発の内容が大学教員就業規則第47条又は職員就業規則第74条に規定する懲戒事由のいずれかに該当するおそれがあると最高管理責任者が判断する場合又は本調査の必要があると最高管理責任者が判断する場合

(3) 最高管理責任者が、通報等の有無に関わらず、相当の信頼性にある情報に基づき、不正使用の存在の可能性があると判断し、予備調査の実施を命じた場合。

2 最高管理責任者は、予備調査の対象となった通報等の内容(以下「調査対象案件」という。)に沿った調査適任者を委嘱し、予備調査委員会を設置しなければならない。

3 予備調査委員会は、通報等に係る書面(情報提供内容を記録した書面を含む。)及び通報者等からの事情聴取に基づき、不正使用等の存在の有無の可能性を調査する。

4 予備調査委員会は、必要があると認める場合、調査対象者その他関係者から事情聴取をすることができる。

5 予備調査委員会は、予備調査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

6 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、本調査の要否を決定する。

7 最高管理責任者は、前項の決定結果を調査対象案件に係る配分機関に報告する。

8 第6項に規定する本調査の要否の決定及び前項に規定する配分機関への報告は、第1項第1号及び第2号の規定に該当する事案にあっては通報等を受け付けてから、同項第3号の規定を適用する事案にあっては最高管理責任者が当該事案について不正使用等の存在の可能性があると判断したときから、30日以内とする。

(予備調査に代わる調査)

第12条 最高管理責任者は、法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン第25条に規定する監査等の結果に基づき、不正使用等の存在の可能性が高いと判断した場合は、監査等の結果を予備調査とみなし、本調査の要否を決定することができる。

2 最高管理責任者は、前項に規定する決定の結果を、予備調査に代わる監査等の対象となった事案に係る配分機関に報告する。

3 第1項に規定する本調査の要否の決定及び前項に規定する配分機関への報告は、最高管理責任者が第1項に規定する予備調査に代わる監査等の結果の報告を受けてから30日以内とする。

(調査協力義務)

第13条 予備調査委員会及び次条に定める調査委員会(再調査委員会を含む。)の調査を受ける調査対象者は、調査に協力をする義務及び積極的に真実を述べる義務を負うものとする。

(調査委員会)

第14条 最高管理責任者は、第11条第6項又は第12条第1項の規定により本調査の実施を決定した場合は、速やかに本調査を開始しなければならない。

2 最高管理責任者は、本調査を実施するための委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

3 調査委員会は、以下の委員をもって構成する。

(1) 統括管理責任者

(2) 最高管理責任者が委嘱する教員 若干名

(3) 監査室長、総務部長

(4) 弁護士、公認会計士等の本学に属さない第三者から最高管理責任者が委嘱する者 若干名

(5) その他、最高管理責任者が必要と認めた者 若干名

4 前項第4号に規定する委員は、本学、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。また、同号以外の委員についても、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有する者、調査対象案件に関係する者等、公正な調査の実施を阻害するおそれのある者を任命してはならない。

5 調査委員会に委員長を置き、第3項第1号に規定する委員をもって充てる。

（調査委員会設置等の通知）

第15条 最高管理責任者は、調査委員会を設置した場合、通報者及び調査対象者に対し、調査委員会の設置、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査内容等を文書で通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた通報者又は調査対象者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 異議申立てがあった場合、最高管理責任者は内容を精査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び調査対象者に通知する。

（本調査の実施）

第16条 調査委員会は、不正使用等の有無、その内容、不正使用等に関与した者及びその関与の程度、不正に使用した金額等について調査する。

2 調査委員会は、本調査の実施にあたって、調査方針、調査対象、調査方法等について、調査対象案件に係る配分機関に報告し、事前に協議しなければならない。

3 調査委員会は、通報者、調査対象者その他調査対象案件の関係者（以下「関係者」という。）に対し、関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他本調査に必要な事項を求めることができる。

4 本調査にあたっては、通報者、調査対象者及び関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

5 調査委員会は、本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認されたときは、速やかに認定し、常務理事会に報告するとともに、最高管理責任者は配分機関に報告をしなければならない。

6 調査委員会は、通報等受付から180日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究補助金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む報告書を最高管理責任者に提出しなければならない。ただし、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を行わなければならない。

（本調査対象者の弁明機会）

第17条 調査委員会は、不正使用等の有無の認定にあたっては、調査対象者に対し、書面若しくは口頭又は双方による弁明の機会を与えなければならない。

（不正使用等の有無等の認定）

第18条 調査委員会は、本調査の結果に基づき、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、並びに不正使用等の相当額について認定する。

2 調査委員会は、前項の結果を最高管理責任者に報告する。

3 最高管理責任者は、前項に規定する認定の結果を、通報者及び調査対象者に対し、文書をもって、通知する。

（外部の機関等による調査）

第19条 最高管理責任者は、外部の機関等における信頼すべき調査により、明らかに不正使用等の存在が認められる場合は、当該調査を本調査とみなすことができる。

(異議申立て)

- 第20条 通報者及び調査対象者は、第18条に規定する認定の結果について、最高管理責任者に対して、異議申立てをすることができる。
- 2 異議申立てにあたっては、通報者及び調査対象者は、所定の異議申立書に当該異議申立ての根拠を示す資料等(以下「異議申立書等」という。)を添えて、最高管理責任者に提出しなければならない。この場合において、通報者は、通報受付窓口を通じて提出する。
 - 3 異議申立ては、最高管理責任者が第18条第3項に規定する通知をした日から、14日以内に行わなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、異議申立書等に不備がないこと、及びこれらに記載された事項の内容が不十分ではないことを確認した上で、異議申立書を受理する。
 - 5 前各項に規定するもののほか、異議申立てに関し必要な事項は、最高管理責任者が決定する。

(再調査)

- 第21条 最高管理責任者は、前条第4項の規定に基づき、異議申立書等を受理した場合は、速やかに次項の再調査を開始しなければならない。
- 2 異議申し立ての審査(以下「再調査」という)は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う正当な理由がないと認めるときは、この限りではない。
 - 3 再調査にあたっては、第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、再調査委員会は、必要があると認める場合は、再調査の対象となった事案に係る本調査の結果判明した明白な事実を再調査における証拠として採用することができる。
 - 4 再調査委員会は、再調査結果の報告書を最高管理責任者に速やかに提出しなければならない。
 - 5 通報者及び調査対象者は、再調査に基づく最高管理責任者の決定に対して、再び異議を申し立てることはできない。

(調査対象者の公的研究補助金等執行の一時中断)

- 第22条 調査委員会は、調査対象者の調査を進めていくうえで、不正に関与している可能性が極めて高いと判断される事実が明らかになった場合は、常務理事会の決定に基づき調査対象者に対し、公的研究補助金等の執行の一時中断を命じる。
- 2 公的研究補助金等の執行の再開は、機関決定に基づき行われなければならない。
 - 3 中断期間における研究の遅れ等は調査対象者が責を負う。

(不正行為が確認された場合の対応・措置)

- 第23条 最高管理責任者は、本調査対象事案に係る配分機関に対して、以下に規定する内容を含めた最終報告書を提出しなければならない。この場合において、当該報告の期限は、第11条第8項の通報等の起算日又は第12条第3項の報告の起算日から210日以内とする。ただし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- (1) 調査結果
 - (2) 不正発生要因
 - (3) 不正に関与した者が関わる他の公的研究補助金等における管理・監査体制の状況
 - (4) 再発防止計画等
 - (5) 前各号に規定するもののほか、最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 調査委員会は、本調査の途中であっても、不正使用等が一部でも確認された場合には速やかに認定し、その認定の結果を、最高管理責任者に報告しなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、第1項の配分機関に報告しなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、第1項の配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況報告及び本調査の中間報告を提出しなければならない。
 - 5 最高管理責任者は、第1項の配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、本調査に係る資料を提出、若しくは閲覧に供し、又は当該配分機関による現地調査を受けなければならない。

(調査結果の通知)

- 第24条 最高管理責任者は、通報者及び調査対象者に対し、通報者、調査対象者その他関係者の秘密、

信用、名誉及びプライバシー等の保護に十分に配慮した上で、第33条第1項の報告内容を通知しなければならない。

(通報者の保護)

第25条 大学及び教職員等は、教職員等の通報者に対し、通報を行ったことを理由として、解雇、労働者派遣契約の解除及びその他の不利益な取扱い（降格、減給、派遣労働者の交代を求めること、損害賠償請求等）を行ってはならない。

2 大学及び教職員等は、教職員等以外の者からの通報に対し、通報を行ったことを理由として、取引停止、損害賠償請求等の不利益な取扱いをしてはならない。

3 教職員等の通報者から不利益な取扱いを受けている旨の連絡があった場合、監査室は、関連部局と共同で事実関係の調査を行い、その調査結果を最高管理責任者に報告する。

4 前項の調査の結果、第1項又は第2項に定める不利益な取扱いが確認された場合は、大学は、その行為者に対してその取扱いを中止させ、また可能限りにおいて過去に遡及して解消させるとともに、その行為者に対する懲戒等の処分の検討を行う。

(調査関係者等の守秘義務)

第26条 通報受付窓口及び調査委員は、調査・対応上必要な場合を除き、通報者の氏名等、個人が特定されうる情報を他に開示してはならないものとする。教職員等又は調査委員でなくなった後も同様とする。

2 監査室及び協力部門等当該事案に関与した全ての者は調査・対応上必要な場合を除き、通報事項及び調査内容を他に開示してはならないものとする。教職員等でなくなった後も同様とする。

(通報者等の守秘義務)

第27条 通報者及び調査対象者は、本学から通知された調査結果、調査の事実、質問内容、回答内容その他の調査によって知り得た情報を正当な理由なく第三者に開示してはならない。

(通報妨害・調査妨害の禁止)

第28条 教職員等は、次の各号に定めることを行ってはならない。

- (1) 通報内容に関する証拠の毀損、隠匿、改ざん、その他調査等の妨げとなる行為
- (2) 通報受付窓口に通報しようとすることを妨げる行為
- (3) 正当な理由なく通報者の特定を試みる行為

(守秘義務違反等への対応)

第29条 第26条から第28条に抵触又は違反する行為が確認された場合、本学は、その行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させるとともに、行為者が教職員等の場合は、学内規程を適用し所定の手続きを経て、処分等の検討を行う。なお、役員もこれに準ずる。

(懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化)

第30条 公的研究補助金等の不正な管理を行った者又は公的研究補助金等に関連して不正な取引に関与した者は、大学教員就業規則又は職員就業規則の懲戒の規定を適用し処分する。

2 教職員が本規程に違反した場合は、前項を適用する。なお、役員もこれに準ずる。

(調査結果の公表)

第31条 最高管理責任者は、不正使用等があったと認定されたときは大学教員就業規則第48条又は職員就業規則第74条に基づき決定した処分内容により学内外へ公表する。公表にあたっての調査結果として、不正に関与した者の氏名・所属、不正内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査方法・手順等が含まれているものとする。また、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公開とすることができる。

(公的研究補助金等に係る返還命令)

第32条 最高管理責任者は、第23条の規定による報告の結果、配分機関から返還命令を受けた不正使用等に係る公的研究補助金等の一部又は全部（以下「返還金」という。）について、必要があると認めるときは、当該返還金を調査対象者から徴収することができる。この場合において、当該返還金に加えて、当該配分機関から納付を求められた金額がある場合は、当該金額を調査対象者から併せて

徴収することができる。

(本学の措置)

- 第33条 最高管理責任者は、第20条第1項の異議申立てがなされなかったとき、又は第21条に規定する再調査に基づく不正使用等の有無の認定がなされたときは、本調査対象事案に係る不正使用の有無についての認定の最終結果を常務理事会に報告する。
- 2 最高管理責任者は、不正使用等があったと認定された場合は、速やかに是正措置及び再発防止策を講ずる。また、最高管理責任者は、是正措置及び再発防止策が適切に機能していないことが確認された場合、改めて必要な措置を講ずる。
 - 3 最高管理責任者は、当該事案の通報者に対し、前項で講じた是正措置及び再発防止策を通知する。
 - 4 最高管理責任者は、不正使用等の内容が私的流用である等、悪質性が高いと認められる場合で、必要があると認めるときは、法的措置を講ずる。
 - 5 最高管理責任者は、不正使用等があったと認定されなかったときは、必要に応じて通報者、調査対象者その他関係者への不利益発生を防止するための措置を講じる。

(不正に関与した業者等への対応)

- 第34条 最高管理責任者は、不正使用等があったと認定された場合で、業者等が当該不正使用等に関与していたときは、当該業者等に対して損害賠償請求を行うとともに、その不正使用等の内容に応じ、一定期間本学との取引等を停止する。
- 2 前項の取引等の停止期間については、前項の不正使用等に係る配分機関が決定する不正使用等を行った研究者に対する公的研究補助金等の配分停止期間等を勘案して、最高管理責任者が決定する。

(教育・周知)

- 第35条 通報対応責任者である統括管理責任者は、本法人の通報対応体制について、教職員等に対する教育・周知を実施する。

(運用実績の開示)

- 第36条 通報対応責任者である統括管理責任者は、通報受付窓口に寄せられた通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、本法人の役員及び教職員等を開示する。

(関連資料の保管)

- 第37条 監査室は、第11条、第16条並びに第21条に規定する委員会が調査した記録及び関係資料について、文書保存規程に基づき保存しなければならない。

(規程の改廃)

- 第38条 この規程の改廃は、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2015年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、2016年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2022年6月29日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、2023年6月21日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、2024年4月1日から一部改正し施行する。

(追57)

研究費の不正使用についての通報届
公的研究補助金等に係る不正使用有無の認定結果に対する異議申立書